

第91号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表4の項第1号中「第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同項第2号中「第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

別表19の項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

別表21の項中「歯科技工士試験合格証明書」を「歯科技工士国家試験合格証明書」に改める。

別表22の項中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改める。

附 則

この条例は、平成21年9月1日から施行する。ただし、別表4の項及び19の項の改正規定は公布の日から施行する。